



# Risk Flash No.44 (Vol.2 No.30)

発行：滋賀大学経済学部附属リスク研究センター  
 発行責任者：リスク研究センター長 久保英也  
 〒522-8522 滋賀県彦根市馬場1-1-1  
 TEL:0749-27-1404 FAX:0749-27-1189  
 e-mail: [risk@biwako.shiga-u.ac.jp](mailto:risk@biwako.shiga-u.ac.jp)  
 Web page: <http://www.econ.shiga-u.ac.jp/main.cgi?c=10/2>

●海外の眼：中国における都市部の貧困問題は深刻化・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Page 1-2
●今週の論文紹介：公正取引委員会と消費者利益の確保 改正前の景品表示法上のスタンディングを手がかりに・・・・・・・・	Page 2
●教員紹介：柴山桂太・リスク研究センター通信・・・・・・・・・・・・・・・・・・	Page 3

## 海外の眼

### 中国における都市部の貧困問題は深刻化

中国東北財経大学国際経済貿易学院准教授 しきんぽう 施錦芳

中国における貧困問題は、「農村の貧困」と「都市の貧困」の2つに分けられます。1990年代前半までは貧困は農村の貧困を指しました。当時の貧困層の多くは農村に住み、都市貧困層の割合は相対的に小さかったからです。ところが1990年代の後半に入り、経済発展に伴い、社会構造の変化や国有企業改革などの経済構造の転換などにより、レイオフ対象者、失業者、農民工（農村から都市に出て働く臨時就労者）など都市貧困者に陥りやすい人々が年々増加しています。現在、中国政府にとっては都市貧困問題は避けることのできない大きな課題となっています。

2011年8月に、中国社会科学院（中国社会科学アカデミーの最高機構）は、「2011年中国都市青書」を発表しました。中国の都市貧困層を1人当たりの年収が7,500～8,500元（約9,300～10,600円）と定義した場合、都市部の貧困者総数は5,000万人となり、それは都市総人口の約8%を占めます。諸報道によれば、現在中国の絶対貧困率は徐々に低下する一方、相対貧困率、特に都市の相対貧困率は年々上昇しているようです。たとえば、都市に出稼ぎに来る農民工たちは医療や子どもの教育、そして社会保障などで都市住民との格差に苦悩しています。このような都市貧困層の増大は都市の秩序を危うくする隠れた危険因子になっています。

同じく、2011年8月に中国社会科学院は「中国都市発展報告」を公表しました。これによると都市住民の住環境は更に悪化し、都市の貧困問題は深刻化しているようです。主な問題は以下の4点です。第1に、農民工と都市勤労者との賃金格差が拡大し、同比率は2005年は1:1.73、2008年が1:1.8、そして2009年は1:1.9と差は広がる一方です。第2に、都市部における住宅価格の上昇スピードが所得上昇速度を大きく上回っていることです。2006年から2009年にかけての北京、天津、上海、広州、深センなどの住宅価格は軒並み急上昇しました。

第3に教育と医療サービスにおける義務教育の格差が大きすぎることです。各都市の「学校選択費」が高騰し、より良い学校を選択、入学することが富裕層を除き非常に困難になっています。また、都市のコミュニティ医療サービスの拡充ペースが遅いことも問題です。都市住民の医療機関別の受診状況を見ますと総合病院が全体の4割、地域医療を担うはずの社区卫生医療機関は1割にも満たない状態です。地域の医療サービスが社会の医療ニーズに追従できておらず、一方で、総合病院の診察料の高いことも大きな問題となっています。

第4に、都市の社会保障、とりわけ高齢者の社会保障が整備されていないことがあげられます。都市部において社会保障給付水準が低いとされる人々の割合は、1996年から2009年にかけて総じて上昇しています。この間、農村での同割合は安定傾向にあり、都市部の環境悪化が顕著となっています。中国はすでに高齢化社会に突入しており、60歳以上人口が総人口の9%以上を占めていますが、社会の公共施設が不足しており、高齢者の社会保障給付は不十分な状況が続いています。

「人口大国」である中国は、先進国の貧困ラインや貧困層の圧縮手法をそのまま持ち込むことはできません。したがって、中国政府は、中国の経済、社会、政治、文化構造にあった都市の貧困層削減対策を打ち出す必要があります。中国社会科学院の研究者は、同対策には以下の内容が含まれるべきであるとしています。第1に、都市貧困ラインをコントロールできるシステムおよび貧困層の計測手法の開発を急ぐこと。第2に、都市の経済を更に発展させ、バランスのとれた都市化を進めること。第3に、所得の再配分を行うインフラを改革し、都市貧困層の所得を増加させること。第4に、低保人員（日本の生活保護）がカバーする範囲を拡大すること。第5に、教育機会の平等化や自由な人の移動を保障し、都市貧困家庭が固定化することを回避する政策を取り、就業率の押し上げを図ること。第6に、民間資本による都市の貧困削減対策への参加を高めること、です。

貧困は、経済現象であると同時に社会現象でもあり、貧困の削減は長い間、人類の歴史的難題です。中国政府は1978年の改革開放以来、農村の貧困削減に大きな成果をあげてきました。今後、中国政府はもう一つの難題である都市の貧困削減と正面から向き合うために、財政政策の発動や税制改正など積極的に介入することが求められています。

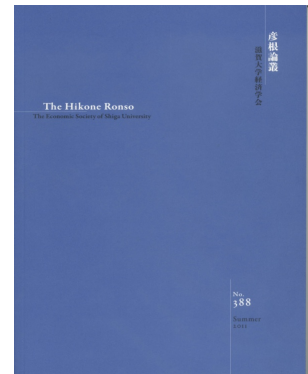
## 今週の論文紹介

### 公正取引委員会と消費者利益の確保

#### 改正前の景品表示法上のスタンディングを手がかりに

著者：社会システム学科教授  
収録：彦根論叢 第388号

うちだこうさく  
内田耕作  
4～16頁



#### 著者のつぶやき

私は、「消費者情報の適正化」を研究テーマの一つにしています。それは、市場メカニズムが有効に機能するためには、「事業者が公正かつ自由な競争をするだけでなく、消費者が情報を与えられた上で合理的な選択をすることが不可欠である」という問題意識によるものです。この論文も、同じ問題意識に基づいて書かれています。

従来、公正取引委員会が行う消費者政策は、消費者の適正な選択をゆがめる事業者の不当な行為を規制する景品表示法を中心としていました。ところが2009年、景品表示法は消費者庁へ移管されるに至りました。その結果、公正取引委員会が行う消費者利益の確保については、その論拠の再確認と手立ての再構築が不可避となりました。消費者利益の確保に関わる過去の経験を省察することなく、またその具体的論拠を措定することなく、公正取引委員会が有意な未来を築くことはできないと考えます。

そこでこの論文で、改正前の景品表示法上のスタンディング（公正競争規約に対する不服申立資格、排除命令に対する審判請求適格）を手がかりに、これらについて考え、併せ、消費者利益確保の具体的論拠を何に求めるべきか、その方向性を明らかにすることにしました。

検討の結果、それが存在すればスタンディングが認められる「法律上の利益」を公正取引委員会が矮小化して捉えてきたことが分かりました。このことはまた、公正取引委員会が過去の省察を基に消費者利益確保の具体的論拠を措定しそうにないことを示しています。消費者利益確保の具体的論拠に関わっては、「事業者が公正かつ自由な競争の下で商品・役務を提供し、消費者がその提供を受けて適正かつ合理的な選択をする利益」を核として展開すべきと示唆しています。

しかし公正取引委員会は、最近ますます、公正かつ自由な競争の秩序を維持することが消費者の利益となると強調し、消費者向け広報を強化しています。この主張それ自体に異論はありませんが、半分の真実でしかありません。公正取引委員会に誤謬はないという態度をとり続け、この主張をお題目のように唱える限り、消費者の信頼を得ることはできないでしょう。

## 教員紹介 「柴山桂太」

「専門は何ですか？」という問いに、どう答えるべきかいつも迷ってしまいます。狭い意味では経済思想史ですが、大学院で師事した佐伯啓思先生から、大事なのは思想史ではなく思想だ、と常々言われてきました。思想史は「過去」の思想家の歴史的評価を定めることですが、思想は「今」に直接的に関わります。哲学が論理を徹底的に重視するのに対して、思想は感情まで含めた、もっと曖昧な思考の表現に関わります。なので「専門は？」と聞かれると、経済思想史ではなく経済思想、と答えることにしています。

主な研究対象は、イギリスの経済学者 J. M. ケインズです。『一般理論』の不朽の名声によって、今でこそ 20 世紀最大の経済学者と言われるケインズですが、その関心は一つ専門という枠には収まりきれないものでした。若き日には哲学や倫理学に熱中し、関心は生涯にわたって続きました。政府の要職に就いたり、保険会社の経営に携わったこともあります。投資家としても成功しました。そのお金で、同時代の前衛美術を支援していました。また、新聞や雑誌といった当時のマスコミに頻繁に記事を寄せる評論家でもありました。そして晩年にはイギリスの国益を守るべく、先頭に立って経済外交を指揮した外交官でもあります。

つまりケインズは行動の人でした。めまぐるしく変化する状況のまっただ中に飛び込んでいかないと気が済まない人だったわけです。私の関心は、彼の経済思想、つまり 20 世紀前半の世界経済の混乱期に全身で応答しようとした一人の人物の、感情まで含めた思想のあり方、ということになります。

リーマンショック後、ケインズの再評価が世界的に進んでいますが、私の関心は『一般理論』ではなく、それ以後の、戦争期のケインズの活動に移っています。戦争期という緊急事態にケインズが何を考え、どう行動したのか。それを振り返ることは、今後ますます重要になるでしょう。世界全体がそのような緊急事態に入るのは、もう間もなくかもしれないのですから。

社会システム学科准教授 しばやまけいた 柴山桂太

## リスク研究センター通信

### Bae Hunkyun 博士（韓国啓明大学環境学部グローバル環境学科） セミナー報告

10 月 19 日（水）、韓国啓明大学環境学部グローバル環境学科の Bae Hunkyun 博士をお招きし、「Water environment management study for Dae Gyung-Kansai regional association」という題でセミナーを開催しました。

Bae 博士のご報告は、カリフォルニア州における海水浴場の水質管理に関する分析を、韓国の河川に適用して分析を行ったものです。まず水質検査や管理に関するいくつかのモデルを提示したうえで、分析の結果についてご報告がありました。「河川を管理する政府は、河川の水質検査を週 1 回、もしくは 10 日に 1 回しか行っていないので、水質の変化はほとんどないように見える。しかし水質の検査を毎日行くと水質の変化がみられる。特に雨季や洪水後の水質の変化は非常に大きい。」と述べられました。このような研究は、琵琶湖の水質管理にも適用できると同時に、琵琶湖の水質管理のノウハウを韓国の河川に適用することもできると思われます。したがって、韓国の大邱・慶北広域圏と関西広域圏が水質に関する検査および管理の分野で協力をしていくことは、両地域の環境保全のみならず両地域の持続可能な経済発展にもつながると思われます。



きむびよんき  
(経済学科准教授 金秉基)

### 「リスクフラッシュご利用上の注意事項」

本規約は、滋賀大学経済学部附属リスク研究センター（以下、リスク研究センター）が配信する週刊情報誌「リスクフラッシュ」を購読希望される方および購読登録を行った方に適用されるものとします。

#### 【サービスの提供】

1. 本サービスのご利用は無料ですが、ご利用に際しての通信料等は登録者のご負担となります。
2. 登録、登録の変更、配信停止はご自身で行ってください。

#### 【サービスの変更・中止・登録削除】

1. 本サービスは、リスク研究センターの都合により登録者への通知なしに内容の変更・中止、運用の変更や中止を行うことがあります。
2. 電子メールを配信した際、メールアドレスに誤りがある、メールボックスの容量が一杯になっている、登録アドレスが認識できない等の状況にあった場合は、リスク研究センターの判断により、登録者への通知なしに登録を削除できるものとします。

#### 【個人情報等】

1. 滋賀大学では、独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年5月30日法律第59号）に基づき、「国立大学法人滋賀大学個人情報保護規則」を定め、滋賀大学が保有する個人情報の適正な取扱いを行うための措置を講じています。
2. 本サービスのアクセス情報などを統計的に処理して公表することがあります。

#### 【免責事項】

1. 配信メールが回線上的問題（メールの遅延、消失）等によりお手元に届かなかった場合の再送はいたしません。
2. 登録者が当該の週刊情報誌で得た情報に基づいて被ったいかなる損害については、一切の責任を登録者が負うものとします。
3. リスク研究センターは、登録者が本注意事項に違反した場合、あるいはその恐れがあると判断した場合、登録者へ事前に通告・催告することなく、ただちに登録者の本サービスの利用を終了させることができるものとします。

#### 【著作権】

1. 本週刊情報誌の全文を転送される場合は、許可は不要です。一部を転載・配信、或いは修正・改変して blog 等への掲載を希望される方は、事前に下記へお問い合わせください。

\*尚、最新の本注意事項はリスク研究センターのホームページに掲載いたしますので、随時ご確認願います。

( <http://www.econ.shiga-u.ac.jp/main.cgi?c=10/2/3:12> )

\*当リスクフラッシュをご覧頂いて、関心のある論文等ございましたら、下記事務局までメールでお問い合わせください。

発行：滋賀大学経済学部附属リスク研究センター

編集委員：ロバート・アスピノール、大村啓喬、金秉基、久保英也、  
澤木聖子、得田雅章、弘中史子、宮西賢次

滋賀大学経済学部附属リスク研究センター事務局 (Office Hours:月一金 10:00-17:00)

〒522-8522 滋賀県彦根市馬場 1-1-1 TEL:0749-27-1404 FAX:0749-27-1189

e-mail: [risk@biwako.shiga-u.ac.jp](mailto:risk@biwako.shiga-u.ac.jp)

Web page : <http://www.econ.shiga-u.ac.jp/main.cgi?c=10/2>